



令和7年度

# 水道水質検査計画



## 目 次

	頁
1. はじめに .....	1
2. 水道事業の概要 .....	1
3. 水源の状況及び原水の水質状況 .....	2
4. 水質検査の基本方針 .....	2
5. 水質検査項目及び検査頻度 .....	3
6. 臨時の水質検査について .....	4
7. 水質検査の方法 .....	5
8. 水質検査機関 .....	5
9. 水質検査結果の評価 .....	5
10. 水質検査の精度と信頼性保証 .....	5
11. 水質検査計画及び検査結果の公表 .....	5
12. 関係機関との連携 .....	6
※ 参照図表 .....	7～12

## 1. はじめに

射水市水道事業では、『安心安全で、おいしい水づくり』のため、水道法及び富山県水道水質管理計画に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査項目や検査回数等を定めた『水道水質検査計画』を策定し、計画的に水質検査を行います。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水状況（令和5年度）

給水人口	89,998 人
普及率	99.3 %
1日平均給水量	28,677 m <sup>3</sup>
1日最大給水量	40,964 m <sup>3</sup>
年間給水量	10,495,617 m <sup>3</sup>

### (2) 取水能力（令和7年度）

#### ア 県受水（富山県西部水道用水供給事業）

和田川協定水量	20,000 m <sup>3</sup> /日
子撫川協定水量	最大受水量 13,400 m <sup>3</sup> /日
合計	33,400 m <sup>3</sup> /日

#### イ 自己水源（井戸、次亜塩素滅菌）

布目配水場	認可水量
布目1号井（深井戸）	2,000 m <sup>3</sup> /日
布目6号井（深井戸）	2,500 m <sup>3</sup> /日
合計	4,500 m <sup>3</sup> /日

広上取水場	認可水量
広上1号井（浅井戸）	2,000 m <sup>3</sup> /日
広上2号井（深井戸）	3,000 m <sup>3</sup> /日
広上3号井（深井戸）	3,000 m <sup>3</sup> /日
合計	8,000 m <sup>3</sup> /日

### 3. 水源の状況及び原水の水質状況

本市の水源は、前述のとおり富山県西部水道用水供給事業による2系統の県受水と、自己水源として布目配水場と広上取水場に5箇所の井戸を保有しています。

(1) 県受水は、庄川水系和田川の表流水を水源として富山県企業局和田川水道管理所で適切に水質管理されています。

また、受水地点である日の宮受水場、上野調整場及び鳥越調整場で県受水の水質検査を年1回実施し、安全であることを確認します。

(2) 広上自己水源の広上1号井は、浅井戸のためクリプトスポリジウムによる汚染が危ぐされることから、平成22年度に紫外線照射装置を設置し対応しています。

(3) 布目及び広上水源は、水田に隣接しているため農薬散布による農薬類の汚染にも注意が必要です。

この対策として、水源近隣に散布した農薬類を調査し、農薬成分を10項目にしぼって検査します。

(4) 自己水源は概ね良好な状態であり、浄水についても水質基準を下回っているため、安全で良質な水源であるといえます。

### 4. 水質検査の基本方針

#### (1) 浄水について

ア 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている毎日水質検査項目及び水質基準項目とします。

イ 検査地点は、水質基準が適用される給水栓の水とします。

##### (ア) 毎日水質検査

配水池等の重要施設と末端及び配水系統毎の10箇所を選定します。測定方法は、自動計測10箇所とします。

##### (イ) 水質基準項目

配水池等の重要施設と管内の末端等、10箇所を選定します。

ウ 検査頻度は水道法に基づき、水源の種類やこれまでの検査結果により定めます。

ただし、水道法で検査頻度を3年に1回以上に省略できる水質基準項目についても、安全であることを確認するため、年1回以上の検査を実施します。

#### (2) 原水について

ア 検査項目は、水質基準項目（消毒副生成物を除く）、水質管理目標設定項目、要検討項目、クリプトスポリジウム、クリプトスポリジウム指標菌とします。

イ 検査地点

水質基準項目の検査地点は、自己水源5箇所の井戸とします。

その他の項目については、富山県水道水質管理計画によるものとします。

ウ 検査頻度

水質基準項目は、厚生労働省健康局水道課長通達に基づき年1回とします。その他の項目についても1年に1回とします。

以上(1)(2)の検査地点については別添図を参照、検査項目及び検査頻度は、別表1から別表5を参照。

5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査項目(3項目)

色・濁り・消毒の残留効果を1日1回検査します。

(2) 水質基準項目(別表1、2)

水道法で検査頻度と基準値が定められ、基準値以下で給水することが義務づけられている51項目です。

ア 毎月行う検査

法令で定めた項目、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素の量)、PH、味、臭気、色度、濁度及び富山県指導項目である鉄、カルシウム・マグネシウム等(硬度)の検査を毎月実施します。(11項目)

イ 3ヶ月毎に行う検査

法令で定めた40項目について検査を実施します。

これらの項目の中には、過去3年間の水質検査結果が基準値の1/5以下である場合は1年に1回以上、基準値の1/10以下である場合は3年に1回以上と検査回数を省略できるが、安全性を確認するために年1回検査を実施します。

(3) 水質管理目標設定項目(別表3、5)

ア 水道水を管理する上で留意すべき項目で、毒性や水道水からの検出量などの観点から、水質基準とするには及ばないが、測定・監視を続けることが望ましいとされる項目です。

イ 富山県水道水質管理計画に基づき採水地点を布目6号井と広上2号井とし、その地下水を1年に1回、全27項目のうち地下水に関係した13項目について検査します。

ウ 水質管理目標設定項目のうち農薬についても、布目配水場及び広上取水場の地下水を検査します。(農薬類の検査項目については、水源近隣に散布した農薬類を調査し全115項目のうち10項目を決

定します。)

エ 水質管理目標設定項目に位置付けられている有機フッ素化合物【ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)】については、暫定目標値を維持することとし、中伏木末端監視局、本江末端監視局の浄水及び布目配水場、広上取水場の原水(地下水)を1年に1回検査します。

(4) 要検討項目(別表4)

ア 毒性評価が定まらない、若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目で、データを集めていくものとして定められた項目です。

イ 富山県水道水質管理計画に基づき採水地点を布目6号井と広上2号井とし、その地下水を1年に1回、全46項目のうち地下水に関係した26項目について検査します。

ウ 要検討項目のうちダイオキシン類の検査については、県内に調査機関がないため、2年に1回検査します。(令和6年度 広上3号井で実施済)

(5) クリプトスポリジウム指標菌等の検査

ア 広上取水場1号井(浅井戸)においては、『水道水におけるクリプトスポリジウム対策の暫定方針(平成8年10月4日衛水第248号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)』に基づき、クリプトスポリジウム及びクリプトスポリジウム指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検査等を実施します。

イ クリプトスポリジウム指標菌の検査は毎月、クリプトスポリジウムの検査は年4回実施します。

※参考 有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)の検査の実績及び計画は、以下のとおりです。【検査(別表3)】

- ・令和5年度 布目1号井、広上1号井
- ・令和6年度 布目6号井、広上2号井、広上3号井
- ・令和7年度 布目1号井、布目6号井、  
広上1号井、広上2号井、広上3号井  
中伏木末端監視局、本江末端監視局

6. 臨時の水質検査について

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- (1) 自己水源に異常があったとき
- (2) 浄水の色、濁り及び臭気等に原因不明の変化が生じる等、水質が著

しく悪化したとき

- (3) 水道施設（送配水管含）が著しく汚染された恐れがあるとき
- (4) その他、水道技術管理者が必要であると指定したとき

以上、水質検査項目は基本的に全項目としますが、状況に応じて検査項目を決定します。

## 7. 水質検査の方法

### (1) 検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

### (2) 採水方法

検査試料の採水は受託事業者が行います。試料の容器等は、検査機関より貸与されたものを使用します。

### (3) 試料の運搬

検査試料は、クーラーボックス等に入れ冷却し、破損防止の措置を施して運搬します。

## 8. 水質検査機関

水道法に基づく水質検査は、水道法第20条第3項に基づき、富山県和田川水道管理所に委託します。

また、富山県水道水質管理計画に基づく水道水源の水質監視地点の検査は、富山県衛生研究所へ委託します。

そして、射水市独自に行う水質検査については、厚生労働大臣登録検査機関に委託します。

## 9. 水質検査結果の評価

水質検査結果の評価については、検査毎に水質基準値の超過がないか確認し、基準値を超えている場合は、原因究明を行い必要な対応をします。

## 10. 水質検査の精度と信頼性保証

射水市が行う水質検査については、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣登録検査機関に委託して水質検査を行っていますが、水質検査の精度確認のため、また需要者に対する信頼性の保証を行うため、委託先が外部精度管理及び内部精度管理を実施し、適切に精度管理を行っているか書類等で確認します。

## 11. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については、毎年見直しを行い、状況に応じその都度改正します。また、水質検査結果については、射水市ホームページで公表し請求があれば、射水市複写機等実費徴集要綱に基づき検査結果の写しを提供します。

## 12. 関係機関との連携

射水市は、一日の給水量の殆どを富山県西部水道用水供給事業から浄水として受水していますので、同事業と連絡を密にし、水質異常に即応できるよう体制を整備しています。

# 水質検査採水地点



別表1 水質基準項目及び基準値

番号	項目名	基準値	備考	区分
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	病原生物による汚染の指標	健康に関連する項目
2	大腸菌	検出されないこと。		
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/ℓ以下であること。	無機物・重金属	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/ℓ以下であること。		
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。		
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。		
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。		
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/ℓ以下であること。		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下であること。		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下であること。		
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/ℓ以下であること。		
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	一般有機物	
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下であること。		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下であること。		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下であること。		
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下であること。		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること。		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること。		
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下であること。		
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること。	消毒副生成物	
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下であること。		
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下であること。		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下であること。		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下であること。		
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下であること。		
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下であること。		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下であること。		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下であること。		
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下であること。		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下であること。		
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	着色	水道水が有すべき性状に関する項目
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/ℓ以下であること。		
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ以下であること。		
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	味	
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/ℓ以下であること。		
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。	着色	
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下であること。	味	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下であること。		
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下であること。	発泡	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下であること。		
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下であること。	かび臭	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下であること。		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下であること。	発泡	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ以下であること。		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下であること。	味	
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。		
48	味	異常でないこと。	基礎的性状	
49	臭気	異常でないこと。		
50	色度	5度以下であること。		
51	濁度	2度以下であること。		

別表2 定期の水質検査項目、回数等

番号	項目名	省略可否	検査頻度			浄水の検査回数の設定理由	浄水			原水		
			法定頻度	実績による検査頻度	R6年度検査計画		月1回	1回/3月	年1回	1回/3月	年1回	
1	一般細菌	否	1回/月	←	←	検査回数の減不可項目	○				○	
2	大腸菌	否	1回/月	←	←		○					○
3	カドミウム及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
4	水銀及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
5	セレン及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
6	鉛及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
7	ヒ素及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
8	六価クロム化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
9	亜硝酸態窒素	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	否	1回/3月	←	←		検査回数の減不可項目		○			○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年			過去3年間に検査結果が1/10以下			○	
12	フッ素及びその化合物	可	1回/3月	1回/1年	←	過去3年間の検査結果が1/5以下			○		○	
13	ホウ素及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
14	四塩化炭素	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
15	1,4-ジオキサン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
17	ジクロロメタン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
18	テトラクロロエチレン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
19	トリクロロエチレン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
20	ベンゼン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
21	塩素酸	否	1回/3月	←	←		検査回数の減不可項目	□	○			
22	クロロ酢酸	否	1回/3月	←	←					○		
23	クロロホルム	否	1回/3月	←	←				○			
24	ジクロロ酢酸	否	1回/3月	←	←				○			
25	ジブロモクロロメタン	否	1回/3月	←	←				○			
26	臭素酸	否	1回/3月	←	←	□		○				
27	総トリハロメタン	否	1回/3月	←	←				○			
28	トリクロロ酢酸	否	1回/3月	←	←				○			
29	ブロモジクロロメタン	否	1回/3月	←	←				○			
30	ブロモホルム	否	1回/3月	←	←				○			
31	ホルムアルデヒド	否	1回/3月	←	←				○			
32	亜鉛及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
33	アルミニウム及びその化合物	可	1回/3月	1回/1年	←		過去3年間の検査結果が1/5以下			○		○
34	鉄及びその化合物	可	1回/3月	1回/月	←	検査回数の減不可項目(県指導)	○				○	
35	銅及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
36	ナトリウム及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
37	マンガン及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
38	塩化物イオン	否	1回/月	←	←	検査回数の減不可項目	○				○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	可	1回/3月	1回/月	←		検査回数の減不可項目(県指導)	○				○
40	蒸発残留物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/5以下		☆	○		○	
41	陰イオン界面活性剤	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年		過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○
42	ジェオスミン	可	1回/月 藻類発生時期	←	1回/1年	水源の状況を勘案した			○			
43	2-メチルイソボルネオール	可	1回/月 藻類発生時期	←	1回/1年				○			
44	非イオン界面活性剤	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
45	フェノール類	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	否	1回/月	←	←	検査回数の減不可項目	○				○	
47	pH値	否	1回/月	←	←		○					○
48	味	否	1回/月	←	←		○					○
49	臭気	否	1回/月	←	←		○					○
50	色度	否	1回/月	←	←		○					○
51	濁度	否	1回/月	←	←		○					○

凡 例

○:検査実施をあらわします。

□:布目配水場、広上取水場、五官野水上谷ポンプ場のみの適用。(3ヶ月に1回の検査でよいが、左記の水道施設は当市にて塩素減菌処理を行っている為、安全確認のため毎月検査を実施するもの)

☆:布目配水場のみの適用。(過去3年間の検査結果が1/5基準値を超えているため、3ヶ月に1回の検査を実施するもの)

### 別表3 水質管理目標設定項目の目標値及び検査項目

水質管理上注目すべき項目(全27項目、内地下水に関係のある14項目を実施)

番号	項目名	検査項目	基準値	備考	分類
1	アンチモン及びその化合物	○	アンチモンの量に関して、0.02mg/ℓ以下		無機物質
2	ウラン及びその化合物	○	ウランの量に関して、0.002mg/ℓ以下(暫定)		
3	ニッケル及びその化合物	○	ニッケルの量に関して、0.02mg/ℓ以下		
4	削除(亜硝酸態窒素)		削除(0.05mg/ℓ以下(暫定))		有機物質
5	1,2-ジクロロエタン	○	0.004mg/ℓ以下		
6	削除(トランス-1,2-ジクロロエチレン)		削除(0.004mg/ℓ以下)		
7	削除(1,1,2-トリクロロエタン)		削除(0.006mg/ℓ以下)		
8	トルエン	○	0.4mg/ℓ以下		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	0.08mg/ℓ以下		消毒剤
10	亜塩素酸		0.6mg/ℓ以下	二酸化塩素注入時に限る。 当市使用していないため除外。	
11	削除(塩素酸)		削除		
12	二酸化塩素		0.6mg/ℓ以下	二酸化塩素注入時に限る。 当市使用していないため除外。	消毒副生
13	ジクロロアセトニトリル	○	0.01mg/ℓ以下(暫定)		
14	抱水クロラル	○	0.02mg/ℓ以下(暫定)		有機物質
15	農薬類	○	検出値と目標値の比の和として、1以下	対象農薬は114物質(別表5)	
16	残留塩素		1mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	無機物質
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
18	マンガン及びその化合物		マンガンの量に関して、0.01mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
19	遊離炭酸		20mg/ℓ以下	採水後速やかな測定出来ないため除外	有機物質
20	1,1,1-トリクロロエタン	○	0.3mg/ℓ以下		
21	メチル-tert-ブチルエーテル	○	0.02mg/ℓ以下		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		3mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
23	臭気強度(TON)		3以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
24	蒸発残留物		30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	その他
25	濁度		1度以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
26	pH値		7.5程度	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
27	腐食性(ランゲリア指数)		-1程度以上とし、極力0に近づける。	採水後速やかな測定出来ないため除外	
28	従属栄養細菌	○	1mℓの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)		微生物
29	1,1-ジクロロエチレン	○	0.1mg/ℓ以下		有機物質
30	アルミニウム及びその化合物		アルミニウムの量に関して、0.1mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	物質無機
31 32	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	△	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.00005mg/ℓ以下(暫定)		有機物質

\* 富山県水道水質管理計画に基づき採水場所は、布目6号井及び広上2号井とします。

\* ○: 検査実施項目をあらわします。

\* △: 有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)は、中伏木、本江末端監視局及び自己水源 全5箇所を実施します。

別表4 要検討項目の目標値及び検査項目

番号	項 目 名	1回/1年	1回/2年	目標値
1	銀及びその化合物	○		未設定
2	バリウム及びその化合物	○		0.7mg/ℓ
3	ビスマス及びその化合物	○		未設定
4	モリブデン及びその化合物	○		0.07mg/ℓ
5	アクリルアミド			0.0005mg/ℓ
6	アクリル酸			未設定
7	17-β-エストラジオール			0.00008mg/ℓ(暫定)
8	エチニル-エストラジオール			0.00002mg/ℓ(暫定)
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	○		0.5mg/ℓ
10	エピクロロヒドリン	○		0.0004mg/ℓ(暫定)
11	塩化ビニル	○		0.002mg/ℓ
12	酢酸ビニル	○		未設定
13	2,4-トルエンジアミン			未設定
14	2,6-トルエンジアミン			未設定
15	N,N-ジメチルアニリン	○		未設定
16	スチレン	○		0.02mg/ℓ
17	ダイオキシン類		△	1pgTEQ/ℓ(暫定)
18	トリエチレンテトラミン			未設定
19	ノニルフェノール	○		0.3mg/ℓ(暫定)
20	ビスフェノールA	○		0.1mg/ℓ(暫定)
21	ヒドラジン	○		未設定
22	1,2-ブタジエン			未設定
23	1,3-ブタジエン			未設定
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	○		0.01mg/ℓ
25	フタル酸ブチルベンジル	○		0.5mg/ℓ
26	マイクロキスチン-LR			0.0008mg/ℓ(暫定)
27	有機すず化合物			0.0006mg/ℓ※(暫定)
28	プロモクロロ酢酸	○		未設定
29	プロモジクロロ酢酸	○		未設定
30	ジプロモクロロ酢酸	○		未設定
31	プロモ酢酸	○		未設定
32	ジプロモ酢酸	○		未設定
33	トリプロモ酢酸	○		未設定
34	トリクロロアセトニトリル	○		未設定
35	プロモクロロアセトニトリル	○		未設定
36	ジプロモアセトニトリル	○		0.06mg/ℓ
37	アセトアルデヒド	○		未設定
38	MX			0.001mg/ℓ
39	キシレン	○		0.4mg/ℓ
40	過塩素酸			0.025mg/ℓ
41	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)			0.0001mg/ℓ
42	アニリン			0.02mg/ℓ
43	キノリン			0.0001mg/ℓ
44	1,2,3-トリクロロベンゼン			0.02mg/ℓ
45	ニトリロ三酢酸(NTA)			0.2mg/ℓ
46	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFH x S)			未設定

\* ※印はトリブチルスズオキサイドの目標値

\* 富山県水道水質管理計画に基づき採水場所は、布目6号井及び広上2号井とします。

\* ダイオキシン類の検査は、過去のデータ蓄積により広上3号井とします。(R6実施済)

\* ○は1年に1回の検査をあらわします。△は2年に1回の検査をあらわします。

別表5 農薬類(水質管理目標設定項目(15)の対象農薬リスト)

番号	農薬名	検査有・無	番号	農薬名	検査有・無
農 01	1, 3—ジクロロプロペン(D—D)		農 61	チオベンカルブ	
農 02	2, 2—DPA(ダラボン)		農 62	テフリルトリオン	○
農 03	2, 4—D(2, 4—PA)		農 63	テルブカルブ(MBPMC)	
農 04	EPN		農 64	トリクロピル	
農 05	MCPA		農 65	トリクロルホン(DEP)	
農 06	アシュラム		農 66	トリシクラゾール	○
農 07	アセフェート		農 67	トリフルラリン	
農 08	アトラジン		農 68	ナプロバミド	
農 09	アニロホス		農 69	パラコート	
農 10	アミラズ		農 70	ピペロホス	
農 11	アラクロール		農 71	ピラクロニル	○
農 12	イソキサチオン		農 72	ピラゾキシフェン	
農 13	イソフェンホス		農 73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	
農 14	イソプロカルブ(MIPC)		農 74	ピリダフェンチオン	
農 15	イソプロチオラン(IPT)	○	農 75	ピリプチカルブ	
農 16	イプフェンカルバジン	○	農 76	ピロキロン	
農 17	イプロベンホス(IBP)		農 77	フィプロニル	
農 18	イミノクタジン		農 78	フェニトロチオン(MEP)	
農 19	インダノファン		農 79	フェノブカルブ(BPMC)	
農 20	エスプロカルブ		農 80	フェリムゾン	
農 21	エトフェンブロックス		農 81	フェンチオン(MPP)	
農 22	エンドスルファン(ベンゾエビン)		農 82	フェントエート(PAP)	
農 23	オキサジクロメホン	○	農 83	フェントラザミド	
農 24	オキシ銅(有機銅)		農 84	フサライド	○
農 25	オリサストロピン		農 85	ブタクロール	
農 26	カズサホス		農 86	ブタミホス	
農 27	カフェンストール		農 87	ブプロフェジン	
農 28	カルタップ		農 88	フルアジナム	
農 29	カルバリル(NAC)		農 89	プレチラクロール	
農 30	カルボフラン		農 90	プロシミドン	
農 31	キノクラミン(ACN)		農 91	プロチオホス	
農 32	キャプタン		農 92	プロピコナゾール	
農 33	クミルロン		農 93	プロピザミド	
農 34	グリホサート		農 94	プロベナゾール	
農 35	グルホシネート		農 95	プロモブチド	○
農 36	クロメプロップ		農 96	ベノミル	
農 37	クロルニトロフェン(CNP)		農 97	ベンシクロン	
農 38	クロルピリホス		農 98	ベンゾビスクロン	
農 39	クロロタロニル(TPN)		農 99	ベンゾフェナップ	
農 40	シアナジン		農 100	ベンタゾン	○
農 41	シアノホス(CYAP)		農 101	ベンディメタリン	
農 42	ジウロン(DCMU)		農 102	ベンフラカルブ	
農 43	ジクロベニル(DBN)		農 103	ベンフルラリン(ベスロジン)	
農 44	ジクロルボス(DDVP)		農 104	ベンフレセート	
農 45	ジクワット		農 105	ホスチアゼート	
農 46	ジスルホトン(エチルチオメトン)		農 106	マラチオン(マラソン)	
農 47	ジチオカルバメート系農薬		農 107	メコプロップ(MCPP)	
農 48	ジチオピル		農 108	メソミル	
農 49	シハロホップブチル		農 109	メタラキシル	
農 50	シマジン(CAT)		農 110	メチダチオン(DMTP)	
農 51	ジメタメトリン	○	農 111	メミノストロピン	
農 52	ジメトエート		農 112	メトリブジン	
農 53	シメトリン		農 113	メフェナセット	
農 54	ダイアジノン		農 114	メプロニル	
農 55	ダイムロン		農 115	モリネート	
農 56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート				
農 57	チアジニル				
農 58	チウラム				
農 59	チオジカルブ				
農 60	チオファネートメチル				

※ 水源近隣に散布した農薬類を調査し、代表的な成分となる10項目を選定して検査します。

※ ○印は前年度に検査した項目です。